

令和元年度 県職員の勤務労働条件に係る交渉概要

1 交渉団体

岡山県職員共闘会議

(岡山県職員労働組合、岡山県企業局労働組合、岡山県教職員組合)

2 交渉日

第1回 令和元年10月29日(火)

第2回 令和元年11月6日(水)

第3回 令和元年11月14日(木)

3 主な交渉項目及び交渉結果

(1) 岡山県職員共闘会議からの主な要求内容

項 目	要 求 内 容
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の給与改定に当たっては、岡山県職員共闘会議との十分な交渉・協議、合意の上で行うこと。 ・期末・勤勉手当については、公務員の生活を維持・防衛する支給水準とするとともに、期末手当に一本化し、支給日を早めること。
休暇制度	<ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)の視点に立ち、下記のとおり新設または改善を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①流産休暇を新設すること。 ②産後休暇を10週間とすること。 ③妊娠障害休暇を延長すること。 ④更年期障害休暇を新設すること。 ⑤不妊・不育治療休暇を12日とすること。 ⑥長期にわたって不妊治療に専念できる休業制度を新設すること。

(2) 主な妥結内容

項 目	内 容
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の給料表の改定について、人事委員会勧告のとおり実施する。 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定について、人事委員会勧告のとおり実施する。
休暇制度	<ul style="list-style-type: none"> ・健康支援休暇のうち、職員が不妊症又は不育症のため治療を必要とする場合に認められる休暇について、暦年における上限が現行で6日であることを10日に改めることとする。

(3) 要求に係る主な論点

県共闘会議の要求・主張の内容	県当局の回答・説明の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療を受けやすい職場環境の整備が必要だ。 ・今年度の人事院の報告においても、不妊治療と仕事の両立が重要な課題とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられている。 ・職員が働きながら子どもを生み育てやすい環境を整備するという観点からも休暇を拡充する。